

## あいちの地域包括ケアを考える懇談会開催要領

### (目的)

第1条 今後急速な高齢化の進行に伴い、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアのシステムを構築することを目的として、あいちの地域包括ケアを考える懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

### (所掌事務)

第2条 懇談会は、愛知県における地域包括ケアのシステムの構築に向けた検討を行う。

### (組織)

第3条 懇談会の座長及び委員は、別表に掲げる者とする。

2 座長は懇談会を統括し、会議の進行にあたる。

### (会議)

第4条 懇談会は、愛知県健康福祉部長が招集する。

### (委員の代理者)

第5条 愛知県健康福祉部長は、委員が懇談会に出席できない場合に、代理者を出席させることができる。

2 前項の場合、委員は事前に愛知県健康福祉部長に代理者の氏名等を届け出なければならない。

### (会議等の公開)

第6条 懇談会は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19条）第7条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が含まれる事項について議題とする場合又は会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、懇談会がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときはこの限りでない。

2 会議録及び会議資料は原則公開とする。ただし、不開示情報が記録されている場合は、会議録及び会議資料のうちの当該部分は非公開とする。

3 会議録の内容については懇談会の座長の確認を得るものとする。

4 会議録及び会議資料は5年間保存する。

### (意見聴取)

第7条 懇談会は、必要に応じ委員以外の者に、意見又は説明を聴くことができる。

### (事務局)

第8条 懇談会の庶務は、愛知県健康福祉部医療福祉計画課が行う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年5月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月26日から施行する。

## あいちの地域包括ケアを考える懇談会委員名簿〔平成24年度〕

(五十音順・敬称略)

◎：座長

氏名	所属
浅井 彦治	一般社団法人愛知県薬剤師会会長
伊藤 宣夫	公益社団法人愛知県医師会副会長
太田 二郎	愛知県老人福祉施設協議会会長
岡田 温	愛知県老人保健施設協会会長
岡田 巖	愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会会長
尾之内 直美	公益社団法人認知症の人と家族の会愛知県支部代表
加藤 雅通	愛知県在宅療養支援診療所連絡会代表
神谷 洋美	愛知県ホームヘルパー連絡協議会会長
川瀬 雅喜	東郷町長
葛谷 雅文	名古屋大学大学院教授
小林 武彦	一般社団法人愛知県病院協会会長
田川 佳代子	愛知県立大学教授
津下 一代	あいち健康の森健康科学総合センター長 兼あいち介護予防支援センター長
鳥羽 研二	国立長寿医療研究センター病院長兼もの忘れセンター長
中井 加代子	公益社団法人愛知県看護協会会長
◎松尾 清一	名古屋大学副総長
村田 浩子	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会副会長
八木 忠男	愛西市長
山田 和孝	特定非営利活動法人あたたかい心理事
渡邊 正臣	一般社団法人愛知県歯科医師会会長

## あいちの地域包括ケアを考える懇談会委員名簿〔平成 25 年度〕

(五十音順・敬称略)

◎：座長

氏 名	所 属
伊藤 文郎	津島市長
大須賀 一誠	幸田町長
太田 二郎	愛知県老人福祉施設協議会会長
岡田 温	愛知県老人保健施設協会会長
岡田 巖	愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会会長
尾之内 直美	公益社団法人認知症の人と家族の会愛知県支部代表
加藤 雅通	愛知県在宅療養支援診療所連絡会代表
神谷 洋美	愛知県ホームヘルパー連絡協議会会長
葛谷 雅文	名古屋大学大学院教授
小林 武彦	一般社団法人愛知県病院協会会長
田川 佳代子	愛知県立大学教授
津下 一代	あいち健康の森健康科学総合センター長 兼あいち介護予防支援センター長
鳥羽 研二	国立長寿医療研究センター病院長兼もの忘れセンター長
中井 加代子	公益社団法人愛知県看護協会会長
樋口 俊寛	公益社団法人愛知県医師会理事
◎柵木 充明	公益社団法人愛知県医師会会長
村田 浩子	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会副会長
村松 章伊	一般社団法人愛知県薬剤師会会長
山田 和孝	特定非営利活動法人あたたかい心理事
渡邊 正臣	一般社団法人愛知県歯科医師会会長

## 愛知県地域包括ケア推進研究会開催要領

(目的)

第1条 「あいちの地域包括ケアを考える懇談会」(以下「懇談会」という。)において提示された愛知県の地域包括ケアの推進に関する論点について、現状分析、課題整理を行い、本県の地域包括ケア推進のためのモデル提言に資する調査及び研究することを目的として、愛知県地域包括ケア推進研究会(以下「研究会」という。)を開催する。

(所掌事務)

第2条 研究会は主に次の事項について所掌する。

- (1) 医療と介護の連携、多職種協働等の状況を調査し、その解決に向けた研究を行うこと。
- (2) (1)のための人材育成に関する調査・研究に関すること。
- (3) その他、本県の地域包括ケア推進のために必要な事項に関し、調査・研究を行うこと。

(組織)

第3条 研究会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

(協議会)

第4条 研究会は、愛知県健康福祉部長が招集する。

(協議内容の提供)

第5条 研究会の協議状況については、適宜懇談会に報告するものとする。

(意見聴取)

第6条 研究会は、必要に応じ委員以外の者に、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 研究会の庶務は、愛知県健康福祉部医療福祉計画課が行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年7月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月27日から施行する。

## 愛知県地域包括ケア推進研究会委員名簿〔平成24年度〕

(五十音順・敬称略)

○：会長

氏 名	所 属
磯村 直美	愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会常任理事 (小林記念病院しんかわ介護サービスセンター：碧南市)
伊藤 健一	公益社団法人愛知県医師会理事 (蒲郡市民病院名誉院長)
加藤 容子	愛知県訪問看護ステーション管理者協議会会長 (訪問看護ステーション太陽：名古屋市千種区)
神田 茂	南医療生活協同組合かなめ病院副院長 (名古屋市南区)
○葛谷 雅文	名古屋大学大学院医学系研究科 地域在宅医療学・老年科学分野教授
熊谷 泰臣	愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会 ケアマネジャー部会長 (善常会リハビリテーション病院：名古屋市南区)
鈴木 あけみ	愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会理事 (株)ライフトゥ フラップ ケアプランすずき：稲沢市)
鈴木 裕介	名古屋大学大学院医学系研究科 地域包括ケアシステム学寄附講座准教授
牧 靖典	公益社団法人愛知県医師会総合政策研究機構顧問 (牧医院院長：豊明市)
真下 美枝子	愛知県訪問看護ステーション管理者協議会書記 (愛知県看護協会立訪問看護ステーションたかつじ ：名古屋市昭和区)
三浦 久幸	国立長寿医療研究センター高齢者総合診療科 在宅連携医療部長
森田 貞子	愛知県訪問看護ステーション管理者協議会副会長 (すみれ訪問看護ステーション：半田市)

## 愛知県地域包括ケア推進研究会委員名簿〔平成 25 年度〕

（五十音順・敬称略）

○：会長

氏 名	所 属
伊藤 健一	公益社団法人愛知県医師会理事 （蒲郡市民病院名誉院長）
岡本 一美	特定非営利活動法人地域福祉サポートちた代表理事 （知多市）
神田 茂	南医療生活協同組合かなめ病院副院長 （名古屋市南区）
○葛谷 雅文	名古屋大学大学院医学系研究科 地域在宅医療学・老年科学分野教授
熊谷 泰臣	愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会 ケアマネジャー部会長 （善常会リハビリテーション病院：名古屋市南区）
児玉 善郎	日本福祉大学社会福祉学部長
鈴木 裕介	名古屋大学大学院医学系研究科 地域包括ケアシステム学寄附講座准教授
塚本 鋭裕	社会福祉法人長福会 デイパーク大府施設長（大府市）
牧 靖典	公益社団法人愛知県医師会総合政策研究機構顧問 （牧医院院長：豊明市）
三浦 久幸	国立長寿医療研究センター高齢者総合診療科 在宅連携医療部長
森田 貞子	愛知県訪問看護ステーション管理者協議会副会長 （すみれ訪問看護看護ステーション：半田市）
山田 昌美	名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課 主査 （保健師）

## 愛知県地域包括ケア顧問名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	所属
大沢 勝	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長
大島 伸一	国立長寿医療研究センター総長
柵木 充明 (H24)	公益社団法人愛知県医師会会長
松尾 清一 (H25～)	名古屋大学副総長
山本 保	愛知県政策顧問